（記載上の注意） (1)　（略） (2)　主要な経営指標等の推移 a　提出会社が四半期連結財務諸表を作成している場合において、第４【経理の状況】において当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書を記載するときは、売上高、親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額及び１株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額について、当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間に対応する前年の四半期連結会計期間（ｂにおいて「前年同四半期連結会計期間」という。）に係るものの括弧書きを併せて記載すること。 b　提出会社が四半期連結財務諸表を作成している場合には、当四半期連結会計期間及び前年同四半期連結会計期間に係る１株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額を記載すること。ただし、ａにおいて記載した場合はこの限りでない。 c　提出会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合において、第４【経理の状況】において当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を記載するときは、売上高、四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び１株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額について、当四半期会計期間及び当四半期会計期間に対応する前年の四半期会計期間（ｄにおいて「前年同四半期会計期間」という。）に係るものの括弧書きを併せて記載すること。 d　提出会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合には、当四半期会計期間及び前年同四半期会計期間に係る１株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額を記載すること。ただし、ｃにおいて記載した場合はこの限りでない。 (3)　事業の内容 当四半期連結累計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合は、四半期累計期間。(4)ａ及びｃにおいて同じ。）において、提出会社及び関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更があった場合には、その内容を記載すること。 なお、法第28条第２項の業務に係る経理を整理する区分（以下「業務区分」という。）ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社に異動があった場合には、その内容を記載すること。 (4)　（略） (5)　大株主の状況 当四半期会計期間が第２四半期会計期間（７月１日から９月30日までの期間をいう。）である場合について、当四半期会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。 (6)・(7)　（略）	（記載上の注意） (1)　（略） （新設） (2)　事業の内容 当四半期連結累計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合は、四半期累計期間。(3)ａ及びｃにおいて同じ。）において、提出会社及び関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更があった場合には、その内容を記載すること。 なお、法第28条第２項の業務に係る経理を整理する区分（以下「業務区分」という。）ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社に異動があった場合には、その内容を記載すること。 (3)　（略） （新設） (4)・(5)　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

（電子情報処理組織の使用による情報の提供に関する経過措置）

第二条　第二条の規定による改正後の特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令（以下「新省令」という。）第二十七条第四項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に特定複合観光施設区域整備法第二十八条第十四項の措置を講ずる場合について適用し、施行日前に同項の措置を講じている場合については、なお従前の例による。